

定 款

社団法人 におい・かおり環境協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人におい・かおり環境協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区2丁目6番2号に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、においに関し、調査・研究の推進、知識の普及及び技術の発展・普及を図り、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臭気判定士試験等の実施及び臭気判定士免状の交付に関する事務
- (2) においに関する測定・調査・研究の実施及び支援
- (3) においに関する技術の開発、知識の収集・整理及びこれらの普及
- (4) においに関する学会、講習会等の開催及び国内外との情報交流
- (5) 良好なかおり環境の形成に向けた普及啓発活動
- (6) 機関誌及びにおいに関する図書等の刊行
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の5種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 公共会員 本協会の目的に賛同して入会した臭気対策関連分野の官公庁
- (3) 学生会員 本協会の目的に賛同して入会した学生
- (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助協力するため入会した法人又は個人
- (5) 名誉会員 本協会に対し功労があった者、又は悪臭公害研究等について顕著な功績があった者で、会長が推薦し、総会の承認を得た者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申請書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、総会が定める規程により、運営理事会がその可否を決定し、会長が申請者に

通知するものとする。

- 3 前項により入会を認められた者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 4 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出すると共に別に定める入会金を納入しなければならない。
- 5 公共団体（国の機関及び地方公共団体をいう。）又は法人である会員は、本協会への登録代表者（代表者もしくは代表者が指名した者）を定め、これを会長に届け出なければならない。登録代表者に変更があった場合も同様とする。

（会 費）

- 第 7 条 会員は、総会が定める規程により、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。
- 2 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

（資格喪失）

- 第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 次条の規定により退会した場合
 - (2) 第 10 条の規定により除名された場合
 - (3) 死亡、解散又は破産したとき
 - (4) 会費を 2 年以上納入しないとき

（退 会）

- 第 9 条 会員は、理由を付した退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

- 第 10 条 会員が本協会の名誉をそこない、又は定款に違反する行為をしたときは、総会において 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

（総会の定める規程）

- 第 11 条 第 6 条から第 9 条の規定に定めるほか、入会、会費及び資格喪失に関し必要な事項は、総会において定める規程によることとする。

第 3 章 役 員 等

（種類及び定数）

- 第 12 条 本協会に、次の役員を置く。
- 理 事 30 人以上 40 人以内。

監 事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（法人の場合にあっては、その登録代表者）の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事のうちから選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、運営理事会を構成し、理事会から委任された事項及び理事会に付議すべき事項について審議する。
- 6 理事は、理事会を構成し、本協会の運営に関する重要事項を審議する。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。ただし、必要があると認めるときは、運営理事会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬 等)

第16条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(解 任)

第17条 役員が、本協会の役員としてふさわしくない行為をした場合は、総会において3

分の2以上の議決により、解任することができる。ただし、この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第18条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(総 会)

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第7項の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第23条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

(議決事項)

第 26 条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業報告及び収支決算報告
- (2) 年度事業計画及び収支予算案
- (3) 基本財産の設置・管理及び処分
- (4) 定款の変更
- (5) その他会務の運営に関する重要な事項

第 5 章 理事会及び運営理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 28 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在員数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 7 項の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 32 条 理事会には、第 22 条から第 25 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(運営理事会)

第 33 条 運営理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事によって構成する。

2 運営理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、会長が議長となる。

3 運営理事会は、この定款で別に定めるもののほか、諸規程の策定、その他日常的会務の執行に係る事項を審議する。

4 運営理事会には、必要に応じ監事及び第 34 条に基づき設置された委員会等の委員長を参加させることができるものとする。

第 6 章 委 員 会 等

(委員会等)

第 34 条 本協会は、第 3 条の目的の達成及び事業の推進を図る上で必要な委員会等を置くものとする。

- 2 前項に基づく委員会等の設置及び廃止は，運営理事会の承認を得て行うものとする。
- 3 委員会等の委員は，正会員及び学識経験者の中から運営理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員会等の決定事項は，運営理事会に報告する。
- 5 前4項のほか，委員会等に関し必要な事項は，運営理事会において別に定める。

第7章 支部及び事務局

(支部)

第35条 本協会は，必要な地域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部を置く場合は，総会の承認を必要とする。
- 3 支部に関する規程は，理事会において別に定めるものとする。

(事務局)

第36条 本協会の事務を処理するため，事務局を設け，事務局長及び所要の職員を置くものとする。

- 2 事務局長は，理事会の承認を得て，会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会において別に定める事務局細則等によるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第37条 事務所には，常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事，監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可，認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入，支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産，負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本協会の財産は，次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費

- (2) 事業に伴う収入
- (3) 財産から生じる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 39 条 本協会の財産は、総会の議決を経て、会長が別に定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 40 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 41 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第 44 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 45 条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第47条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な重要事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 5 平成 4 年 3 月 4 日付内閣総理大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 4 年 3 月 4 日から施行する。
- 6 平成 5 年 11 月 15 日付内閣総理大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 5 年 11 月 15 日から施行する。
- 7 平成 8 年 7 月 16 日付内閣総理大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 8 年 7 月 16 日から施行する。
- 8 平成 10 年 12 月 25 日付内閣総理大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 10 年 12 月 25 日から施行する。
- 9 平成 14 年 6 月 4 日付環境大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。
- 10 平成 17 年 6 月 8 日付環境大臣から認可のあった変更後の定款は、平成 17 年 6 月 8 日から施行する。

平成 12 年 6 月 21 日

各省庁公益法人担当官殿

内閣総理大臣官房管理室
公益法人行政推進室

中央省庁等改革と定款・寄付行為の変更について（抜粋）
「・・・中央省庁等改革に伴い公益法人の定款・寄付行為に記載のある大臣名を変更する場合の手續について・・・社団法人の場合主務官庁の認可の手續を含め定款変更の手續の履践は不要である。」